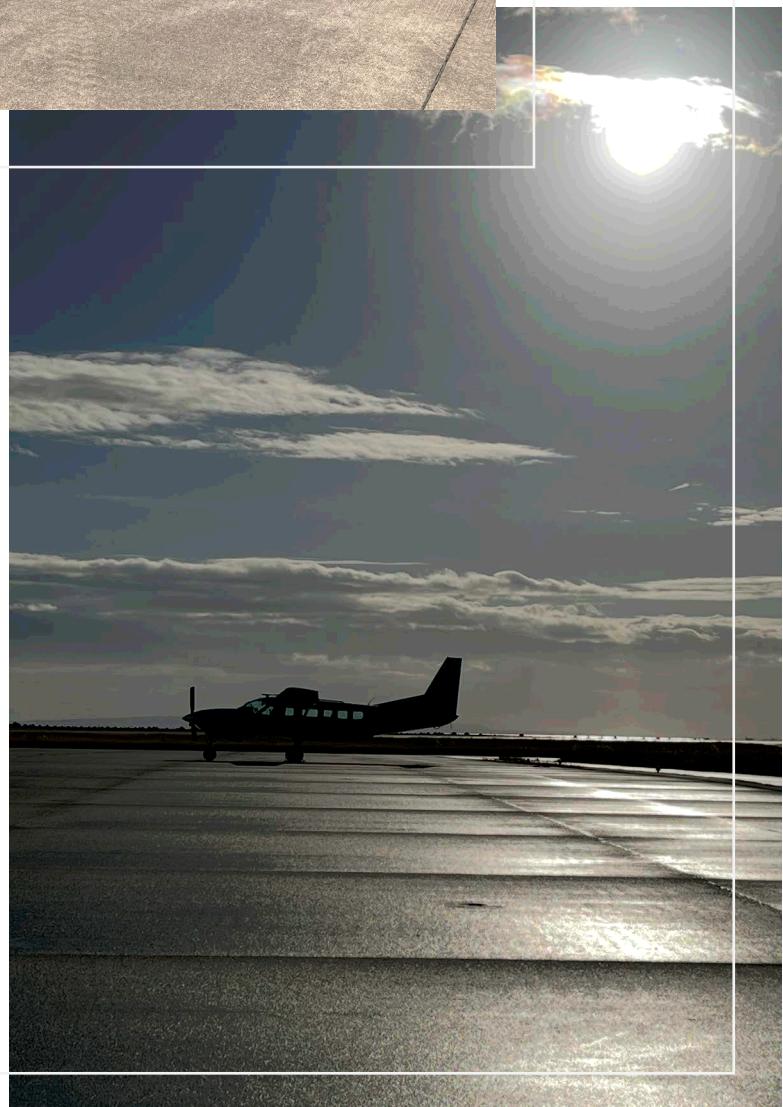


安全報告書

2024年10月～2025年9月



アジア航測株式会社

本報告書は航空法第111条の6及びこれに基づく航空法施行規則第221条の5
及び第221条の6に基づいて作成いたしました。

第78期 安全報告書の発行にあたって

平素より、アジア航測株式会社の事業活動にご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

当社は、創業以来70年以上にわたり、最先端の空間情報技術を核とした事業を通じて、国土の保全や社会インフラの構築・マネジメント等を中心に様々な課題に対して解決策を提示し続けてきました。近年の地球温暖化に伴う気候等の激甚化や地政学的な緊張の高まりによる不確実性の増加、国内外情勢の激変が進む社会の中でも当社は世の中のニーズや変化に即応した事業展開を図ることにより、安全・安心で持続可能な社会の実現に向けて、今後もステークホルダー皆さまのご期待に応えてまいります。

本日ここに、「第78期 アジア航測株式会社 安全報告書」をお届けいたします。本報告書には、当社が航空の安全を確保するための事業の運営方針と、取り組みの結果をまとめております。

昨年は2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災や12月の青森県東方沖地震など、各地で甚大な自然災害が発生しました。「人々の安全・安心を守る」を事業の柱にしている当社は、災害の状況を速やかに、かつ正確に把握することが二次災害の防止・応急対策にとって何より重要と考え、災害現場の緊急撮影を積極的に実施してまいりました。そうした社会の要請に確実に応えるためには、運航の安全確保の徹底を最優先事項と考えております。全職員が航空測量事業に従事する者として、高い安全意識を持ち、常に安全追求し、環境にも配慮した、より高度な運航や課題への積極的・継続的な取り組みにより、今後も安全・安心で持続可能な社会の構築に貢献したいと考えております。これからの中長期の社会の姿と地球の未来を見据え、私たちは全職員一丸となり、航空安全管理システムの継続的な改善と、さらなるオペレーションの向上に引き続き尽力する所存です。

最後になりましたが、皆さまの温かいご支援とご指導に改めて感謝申し上げます。本報告書が、当社の取り組みを知っていただく一助となれば幸いです。

今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

島山 伸

第78期 安全報告書の発行にあたって

78期において、弊社は航空事故および航空重大インシデント0件を達成しました。しかし、安全指標・目標値であるヒヤリ・ハットの報告件数年間65件以上、および安全教育の受講率100%の達成には至りませんでした。これは、安全文化の醸成がまだ道半ばであることの表れと受け止めております。79期には、こうした状況の改善を図るため、安全管理室を新たに設置しました。今後は安全管理室を核として、弊社のSMSの機動性をさらに高めていきたいと考えております。関係者の相互理解、調和、信頼などを醸成し、運航関連部門と経営メンバーが連携して航空安全を推進してまいります。

運航現場では、基本動作の徹底、安全に必要な会話を気兼ねなく取り交わすことができる心理的安全性を確保しつつ、組織の全てのレベルで安全水準の維持・改善に努めてまいります。

成熟した安全文化の実現に向けて、運航現場と安全管理組織が協力し、日々の安全管理を着実に推進してまいります。



常務取締役
航空安全統括管理者
航空安全推進委員会委員長

臼杵伸浩

目次

1	■ 輸送の安全を確保するための 事業の運営の基本的な方針に関する事項	5
2	■ 輸送の安全を確保するための事業の実施 及びその管理の体制に関する事項	6
3	■ 法第111条の4の規定による 報告に関する事項	12
4	■ 輸送の安全を確保するために講じた措置及び 講じようとする措置に関する事項	13



輸送の安全を確保するための事業運営の 基本的な方針に関する事項(規則第221条の6第1号)

アジア航測（株）は「経営理念」に従い
自らの役割と責任を明確にして行動いたしました。

経営理念

事業は人が創る新しい道である

事業は永遠の道である

事業は人格の集大成である

事業は技術に始まり営業力で開花する

事業は社会のために存続する

事業はより高い利益創造で発展する



アジア航測グループは、2023年9月に「長期ビジョン2033」を策定し『空間情報技術で社会をつなぎ、地球の未来を創造する』をミッションステートメントとして開示致しました。

また、「長期ビジョン2033」の第1フェーズである「中期経営計画2026」は「事業ポートフォリオ経営の確立」と「多様な人財が集まる企業グループの形成」をテーマに「サステナブル経営、AAS-DXの思想」を土台とし、事業戦略と企業マネジメント戦略の両輪で中期経営計画を構成し、横断的に取り組んでいます。

さらに、航空機運航に関しては、「航空安全管理規定」（2024年1月改定）を定め、

「安全方針」に基づき、「安全指標」「安全目標値」の設定を行い、安全に関する様々な活動を通じて安全確保に向けた取り組みを行います。

安全方針

- ・経営理念の実現のために、事業の基幹となる航空事業の安全確保を最優先とします

安全指標・目標値

	安全指標	安全目標値	実績値
1	「航空機事故・重大インシデント」発生件数 (航空法に定められた航空事故・重大インシデント)	0件	0件
2	ヒューマンエラーに起因する義務報告件数	2件以内	0件
3	ヒヤリ・ハットの報告件数	通期65件以上	62件
4	安全教育の受講率	100%	98%



輸送の安全を確保するための事業の実施及び その管理の体制に関する事項(規則第221条6第2号)

2-1 安全確保に関する組織図及び人員に関する情報

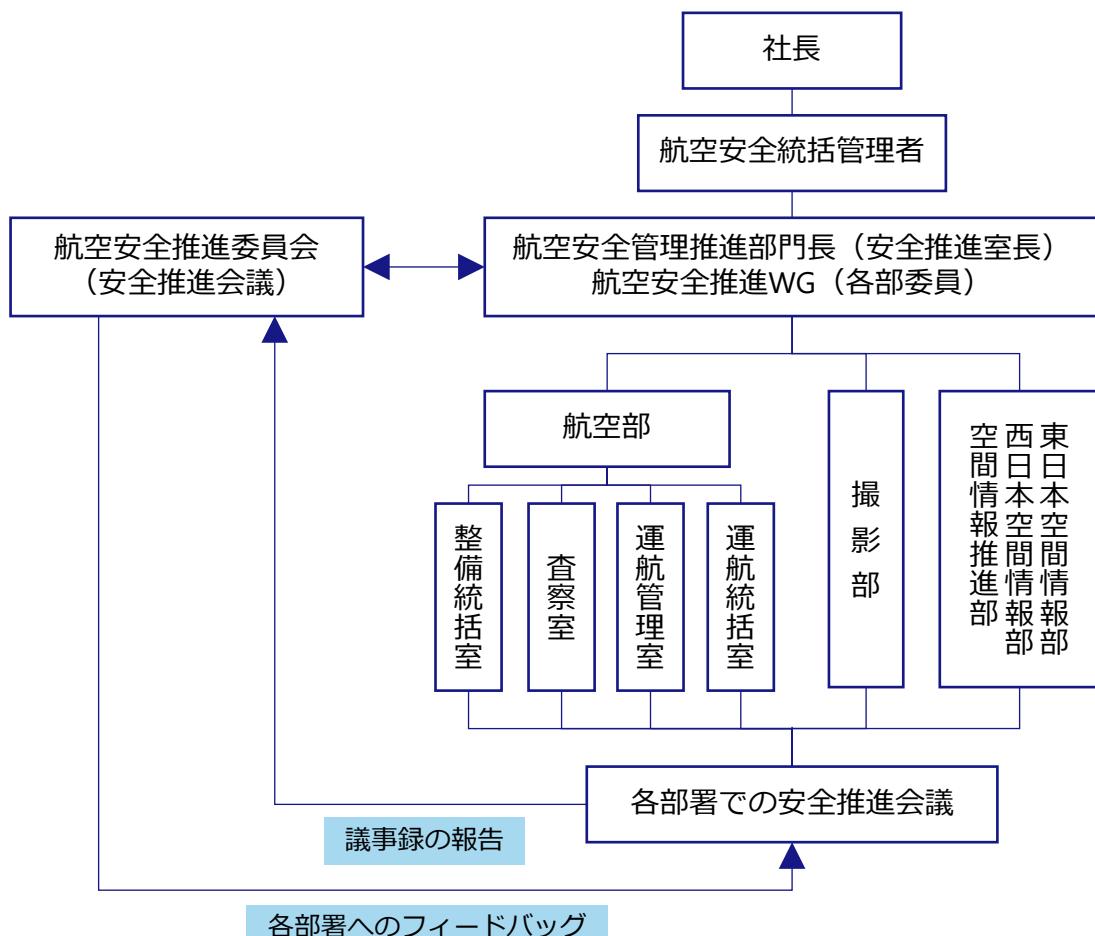
(1) 安全確保に関する組織体制

当社は航空機の運航に関する安全管理体制を整え、運航の安全に関わる組織ごとの責任・権限等を明確にすると同時に、航空機の運航に必要な業務分担・作業手順を定めています。

・航空安全推進委員会

安全管理体制において各部門から独立した上位の機関として、航空安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たします。

委員会を通じて安全管理体制の問題点や必要な改善点等を討議し、航空機運航に係る安全管理体制の継続的な改善を図ります。



(2) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

・経営の最高責任者

安全は経営の最優先事項である旨を含めた安全方針を明示すると同時に、安全管理体制が適切で妥当性があり、かつ有効に機能するために、安全管理体制を定期的に見直し、継続的な改善を行います。さらに、安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行います。

(3) 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

・航空安全統括管理者

安全管理の取組の統括管理者であり、安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行います。

また、安全施策・安全投資などの経営上重要な意思決定に直接関与するとともに、関連部門の組織長への安全に関する助言、勧告、援助を行います。

さらに、事業者内の飲酒対策を統括管理し、アルコール教育やアルコール検査等の飲酒対策を行います。

(4) 安全統括管理者の選任の方法に関する事項

会社内の航空事業の安全管理の取組みを統括的に管理する責任者を常勤取締役の中より社長が任命しています。



航空安全統括管理者の現場視察



アジア航測株式会社

(5) 各組織の機能・役割

・航空安全管理推進部門長

安全管理システムが有効であり、かつ妥当性があるかをモニターし、組織内への安全情報の提供や、安全教育などの啓蒙活動を行ない、安全監査業務の計画、実施及び経営の最高責任者及び 航空安全統括管理者に対し、監査結果 及び 是正処置の実施状況を報告します。

・航空安全推進WG（ワーキング・グループ）

航空安全管理推進部門長を管理者として、空間情報技術センターの各部門の責任者、各部門の現場業務経験者等の中から必要に応じて召集を行い、部門から独立した組織として活動します。

安全情報の収集、航空機運航等に係る改善提案、教育担当の役割を果たし、WGでの検討事項を航空安全推進委員会に報告します。

・安全推進室

安全管理体制の機能状況を把握し、その維持と改善を継続的に実行します。現場部門が自ら行う安全活動や管理状況については、定期的にモニタリングを行い、適切な管理を確保します。また、航空安全管理規定に基づき、安全教育や訓練、安全意識の向上を目的とした施策を企画・立案し、確実に実施します。

さらに、航空部および関係部署に対しては、航空安全管理規定に定める内部監査を定期的に実施し、監査により不具合が確認された場合には改善要求を行い、その改善措置の実施状況を確認します。これらの取り組みを通じて、安全管理体制の強化と安全文化の定着を図り、航空事業における安全確保を徹底しています。

・航空部

自社航空機の運航・整備及び運航管理業務を行い、航空機を使用した全国の撮影業務等の特殊飛行を行います。

(6) 各組織における人員

- ・航空安全推進WG：13名
- ・安全推進室：6名
- ・航空部：35名



(7) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

航空機乗組員	13名
客室乗務員	0名
整備従事者	14名

(8) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理担当者	18名
有資格整備士	11名

2-2 日常運航の支援体制

(1) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理の係る定期訓練及び審査の状況

「運航規程審査要領：国空航第1号」、「整備規程審査要領：国空機第75号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の認可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：国空航第988号及び国空機661号」により定められており、これに従い実施しております。これら前述の審査要領については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

(2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常運航の状況を適確に把握するため、その遂行する事業全般において発生する安全に関する情報を非懲罰環境下で収集し、経営の最高責任者、航空安全統括管理者を含め必要な階層・部門に伝達するための社内体制やシステムを構築し、把握した情報は各組織の会議体などを介してフィードバックを行っています。



(3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

各部門から独立した上位の機関としての航空安全推進委員会を設置し、全社の安全管理体制に関する問題点、及び必要な改善策等を討議し、航空機運航に係る安全管理体制の継続的な改善を図っています。

各部署においては安全推進会議を実施し、他社で発生した事故・重大インシデント情報等を収集の上分析し、自社での防止策を講じています。また、自社で発生した不安全事項、不具合事項、インシデント等を分析し、再発防止策を講じています。

(4) 救急用具の装備状況について

航空法施行規則規則第150条に基づき、運航の安全を確保するため、防水携帯灯、救命胴衣、救急箱、救命ボート、航空機用救命無線機等の救急用具を装備しています。

また、ヘルメット、FDM (Flight Data Monitoring)、リチウムイオン電池消火用具、簡易ブランケット等の法令等では求められていないものについても、より一層の安全を確保するため、独自に装備しています。



安全対策（ヘルメットの着帽）



FDMの装備状況



2-3 使用している航空機の情報

(1) 保有している航空機の機種

- ① セスナ式208型、208B型 (C208、C208B)
- ② テキストロン・アビエーション式C90GTi型 (BE9L)

(2) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間

機種	数	座席数	平均飛行時間
C208	6	9	373時間
C90GTi	1	7	315時間

(3) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

機種	平均機齢	導入開始時期
C208	19年	1988年導入
C90GTi	7年	2018年導入
全体	17年	

2-4 運航状況に関する情報

(4) 当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績（有償トンキロ、座席キロ等）並びに路線別の便数

・該当しません。



法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項 (規則第221条の6第3号)

(1) 種類別発生件数

種類	76期	77期	78期
航空事故	0	0	0
航空重大インシデント	0	0	0
安全上のトラブル	0	0	0

(2) 安全上のトラブルの発生状況及び対応

・該当する事項は生じておりません。

(3) トラブルの種類、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

・該当する事項は生じておりません。



輸送の安全を確保するために講じた措置及び 講じようとする措置に関する事項 (規則第221条の6第4号)

(1) P12 03「輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項」の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

・該当する事項は生じおりません。

(2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

・該当する事項は生じおりません。

(3) 情報の伝達及び共有に関する事項の概要

日常業務の状況を適確に把握するため、その遂行する事業全般において発生する安全に関する情報を非懲罰環境下で収集し、経営の最高責任者、航空安全統括管理者を含め必要な階層・部門に伝達するための社内体制やシステムを構築し、さらに、運航基準並びに整備基準及び業務規程に規定されている安全情報の伝達に係る体制やシステムと連携して、適切に運用しています。

(4) 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

(注) 上記(4)④に示す事項には、連絡・通報体制を含むこと。

事故等の防止対策は、社内報告制度や事故調査で得た安全情報を基にハザードを特定し、航空安全推進WGが重大性と発生確率を評価します。許容できないリスクは施策を立案・展開し、必要に応じ委員会で解決。施策後は妥当性評価と管理体制を整備し、四半期ごとにリスクを見直し、統括管理者へ報告します。

航空事故や重大インシデント、ハイジャック発生時の対応は、航空法第104条および施行規則第214条に基づき、運航基準や附属書に定めています。また、

「災害リスク対応マニュアル」や「航空緊急対策実施マニュアル」に従い、天災時はアジアグループの「災害リスク対応マニュアル」および「事故防止マニュアル」に沿って対応します。



アジア航測株式会社

(5) 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

運航部門、整備部門及び各関係部門の内部監査は、運航、整備等の業務が定められた手順に沿って実施され、当該手順が機能しているかどうかを定期的にチェックし、改善するため、年1回以上、航空安全統括管理者の指名する者が航空安全管理推進部門長の計画に従い、監査の実施、監査結果の評価、是正を行っています。

部署	実施日
運航部門	
調布運航所	2025年2月12日
八尾運航所	2025年2月 4日
整備部門	
調布運航所	2025年7月24日
八尾運航所	2025年7月11日

(6) 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要

管理すべき記録は航空安全管理規定及び以下の通りとし、航空安全に係る文書の管理責任者を航空安全統括管理者とする。

- ① 収集した安全情報の記録
- ② 内部監査の記録
- ③ 航空安全推進委員会会議等の記録
- ④ 教育及び訓練の実施記録
- ⑤ 改善事項の記録



(7) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

安全管理システムを構築する要素については、航空安全推進会議により有効に機能しているかどうかの評価を定期的に行い、評価の結果、必要な場合には、例えば、安全方針の再設定、組織体制の充実、安全に係るリスクの管理の手法の改善等の改善措置を講ずる。

(8) (1) 及び (2) 以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

・該当する事項は生じておりません。

(9) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組等の実施状況、安全上のトラブル発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

航空安全推進委員会78期安全指標・目標値については、安全教育の受講率は目標値100%に対し98%となりました。そのほかの目標値は達成しました。また、78期の飲酒等に係る不適切事案についての報告はありませんでした。



**(10) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、
安全に安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項**

「航空安全管理規定」（2025年11月改定）の定めに従い、79期の「安全目標」「安全目標値」の設定をしましたので報告します。

安全方針

- ・経営理念の実現のために、事業の基幹となる航空事業の安全確保を最優先とします

安全指標・目標値

	安全指標	安全目標値
1	航空機事故発生件数・重大インシデント発生件数 (航空法に定められた航空事故・重大インシデント)	「ゼロ」
2	ヒューマンエラーに起因する義務報告件数	2件以内
3	運航部門(航空部・撮影部)における安全情報の投稿件数	通期70件以上
4	安全教育の受講率	100%

引き続き安全運航を継続するために、経営トップの安全へのコミットメントと安全教育の充実に努めます。

また、航空安全管理規定に基づきより組織的な安全管理体制を構築していきます。

以 上